

回収率が低い統計調査について

※1 「第4回厚生労働統計の整備に関する検討会」参考資料11「厚生労働統計調査一覧」中、直近の「回収率」が60%以下となっている統計調査（今後実施を予定していない調査を除く）について抜粋したものである。なお、No.欄の（）の番号は、同資料中「一連番号」と同一である。

※2 回収率については、直近5回分を記載している。ただし、5回に満たない調査については、実施した回数分のみ記載している。

No.	統計調査名	目標回収率	回収率	調査の実施周期 調査方法 調査客体数	PDCAサイクルの活用	①回収率が低いことをどのように考えているか	②回収率の維持・向上のために現在行っている取り組み、努力	③回収率が低いことにより偏りが生じていることが考えられるが調査を継続する必要性は何か
1 (44)	医療経済実態調査 (医療機関等調査) 【保険局医療課】	病院：60% 一般診療所：54% 歯科診療所：68% 保険薬局：72% 全体：61% (平成23年度調査)	【平成23年度】 病院：58.4%、一般診療所：49.1%、歯科診療所：59.4%、保険薬局：65.8%、全体：56.9% 【平成21年度】 病院：60.1%、一般診療所：49.1%、歯科診療所：67.9%、保険薬局：72.1%、全体：60.7% 【平成19年度】 病院：59.5%、一般診療所：48.4%、歯科診療所：68.4%、保険薬局：75.5%、全体：60.8% 【平成17年度】 病院：63.5%、一般診療所：47.1%、歯科診療所：64.7%、保険薬局：73.4%、全体：59.8% 【平成15年度】 病院：61.1%、一般診療所：50.0%、歯科診療所：64.3%、保険薬局：71.8%、全体：60.0%	2年 郵送 約8,600医療機関	・中央社会保険医療協議会において、診療報酬改定に直接使用 ・行政刷新会議及び財務省においても診療報酬改定の検討資料	診療報酬改定の基礎資料として中央社会保険医療協議会において直接利用されていることから、調査を継続していく必要があるが、回収率を向上させ、調査の精度を高めることが今後の課題である。	・厚生労働省HPにおける周知・調査協力依頼調査の開始時に厚生労働省HPにおいて特設ページを作成、調査の協力の呼びかけを行っている。 ・報道関係者への周知調査票の発送時に調査実施について公表（記者クラブへの投げ込み） ・電子調査票の利用調査施設専用のWEBページを作成しWEBページによる回答も可能としている。（厚生労働省HPからのリンクを貼っている。） ・調査対象施設への回答喚起 ①調査票発送時に電話による到着確認兼協力依頼。 ②調査施設専用Webページの案内&調査協力依頼文の発送。 ③調査協力再依頼文の発送。 ④調査協力再々依頼のハガキの発送。 ⑤電話による協力依頼。	今調査は診療報酬改定の基礎資料を整備することを目的として行われ、調査結果は中央社会保険医療協議会に報告されている。平成23年度調査結果についても、平成23年11月2日の中央社会保険医療協議会において報告され、平成24年診療報酬改定に直接利用されているところであり、診療報酬改定に資するものとして引き続き調査する必要がある。
2 (48)	国民年金被保険者実態調査 【年金局事業企画課調査室】	標本抽出の各層について前回実績（回収率）に7%を加えている。	【平成20年度】 個人調査：37.8%、市区町村調査：96.8% 【平成17年度】 個人調査：39.4%、市区町村調査：94.9% 【平成14年度】 個人調査：46.4% 【平成11年度】 個人調査：51.2% 【平成8年度】 個人調査：53.1%	3年 郵送 個人調査：約60,000人 市区町村調査：約120,000人	・第1号被保険者における年金制度の現状把握、国民年金保険料の未納対策のための検討資料及び国会対応の資料として活用している。	直近の国民年金保険料の納付率は59.3%（全額保険料免除者等の月数を分母に入れると42.1%）であり、未納者は調査に非協力的であること、また、個人情報に対する意識の高まり等により調査環境が厳しくなっていることを考慮すると、やむをえない結果だと考えているが、回収率の維持・向上のための取組みはできる限り行っている。 なお、本調査は国民年金第1号被保険者の実態を把握する唯一の調査であり、国民年金制度の現状を把握し、また制度改革を行うための基礎的な調査であることから、今後も継続的に調査をすることが必要。	・未回答者に対して、2回督促を行った。 ・調査票を大幅に見やすくした。 ・年末の繁忙期を避けるべく、調査時期を前倒しした。 ・厚生労働省HPにおける広報をより見やすい分かりやすいものにした。 ・コールセンター等も活用し、照会対応を強化し、調査への協力を呼びかけた。	本調査は国民年金第1号被保険者における国民年金制度の周知度や保険料未納の理由等の実態を把握する唯一の調査であり、代替となる調査は存在しないこと。
3 (50)	所得再分配調査 【政策統括官政策評価官室】	70.0% (平成20年度調査)	【平成20年度】 52.4% 【平成17年度】 60.6% 【平成14年度】 75.3% 【平成11年度】 78.4% 【平成8年度】 76.8%	3年 調査員 約12,500世帯	・経済財政諮問会議、社会保障国民会議、税制調査会等の資料 ・厚生労働白書や、目的外申請による他機関での研究材料	有効集計客体の回収率は52.4%であるが、集計対象外とした調査票を含めた調査票回収率は74.0%となっている。 このことから、調査票回収時の回収率を維持しつつ、回答の誤記入等により無効となる調査票が発生しないようにすることが必要であると考える。	誤記入等により無効となる調査票が発生しないよう、質問内容、回答方法、記入要領等について見直しを行う。	本調査は、社会保障制度や租税制度が、所得の分配にどのような影響を与えているかを調査する国内唯一の調査であり、各種会議資料として活用されるなど、重要性・ニーズが高い調査と考えており、今後も調査を継続する必要がある。 なお、調査の精度を高めるために、回収率を高めていくことは重要であり、回収率向上のための取り組みを進めてまいりたい。

No.	統計調査名	目標回収率	回収率	調査の実施周期 調査方法 調査客体数	PDCAサイクルの活用	①回収率が低いことをどのように考えているか	②回収率の維持・向上のために現在行っている取り組み、努力	③回収率が低いことにより偏りが生じていることが考えられるが調査を継続する必要性は何か
4 (54)	歯科技工料調査 【保険局医療課】	歯科医療機関：70.0% 歯科技工所：60.0% (平成23年度調査)	【平成23年度】 歯科医療機関68.1%、歯科技工所50.0% 【平成21年度】 歯科医療機関57.0%、歯科技工所44.6% 【平成19年度】 歯科医療機関44.3%、歯科技工所27.5% 【平成17年度】 歯科医療機関54.9%、歯科技工所39.4% 【平成15年度】 歯科医療機関74.4%、歯科技工所54.1%	2年 郵送 約1,200歯科医療機関及び歯科技工所	・診療報酬改定の基礎資料	他に類似する調査もなく、診療報酬改定の基礎資料として本調査を実施することは必要であると考えられるが、調査精度を高める上で、今後、引き続き回収率の向上等は実施していく予定である。	できる限り回答者の負担を軽減する観点も含め調査内容の見直しや回答者が分かりやすいような解説文書の作成、関係団体等への協力依頼等を行っている。	歯科医療機関と歯科技工所の両面での調査をしているが、その結果を分析する限り、結果に偏りは生じていないと考えている。
5 (55)	年金制度基礎調査 【年金局数理課】	調査設計の時に設定した回収率は、前回の高齢年金受給者実態調査の実績値を参考にして、50%としたところである。	【平成22年度】 60.6% 【平成21年度】 66.2% 【平成19年度】 49.7% 【平成18年度】 52.9% 【平成17年度】 51.2%	毎年 郵送 27,000人	・年金制度運営上の基礎資料 ・社会保障国民会議の資料 ・法案の財政影響検討資料	本調査は調査年ごとに、老齢年金受給者、遺族年金受給者、障害年金受給者のいずれかを調査対象として実施しているものであるが、近年は老齢年金受給者を対象とした調査年においてのみ、回収率が60%を下回る状況となっていたため、同受給者を対象とした今年度の調査では②のような取り組みを行い、少なくとも60%を超える回収率が得られたところである。	今年度の調査は老齢年金受給者を調査対象者としているため、回収率向上のためにハガキによる督促を行ったところである。その結果、60%超の回収率が得られる見込みである。	調査の偏りをなくすためにも、回収率を高めていくことは重要であり、今後も回収率向上のための取り組みを進めてまいりたい。
6 (59)	雇用動向調査 【大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課】	事業所：75% 入職者：75% 離職者：75%	【22年計】 事業所：69.2%、入職者：77.6%、離職者：86.6% 【22年上半年】 事業所：69.0%、入職者：78.0%、離職者：85.8% 【21年計】 事業所：70.8%、入職者：73.2%、離職者：77.8% 【21年上半年】 事業所：69.0%、入職者：72.2%、離職者：71.0% 【20年計】 事業所：71.0%、入職者：72.0%、離職者：87.6%	毎年7,1月 調査員 約15,000事業所 約103,000人（入職者） 約95,000人（離職者）	・雇用対策基本計画、労働移動支援助成金及び高齢者等職業安定対策基本方針等の参考指標	調査結果は省内の政策立案に利用されており、回収率の向上を図りつつ調査を継続する必要がある。	厚生労働省のホームページや広報誌「厚生労働」による広報に加え、各都道府県労働局による調査票締切後の電話等での督促により回収率の維持・向上に努めている。また、調査対象事業所に対して、協力依頼状として前回調査時の調査結果（抜粋）を同封することにより統計調査の有用性の啓発を行っている。	①でも述べたように、本調査は雇用に関する政策ニーズに対応するために実施しているものであり、本調査結果は雇用政策の基礎資料等として活用されており、的確な雇用政策の推進等のためには必要不可欠なものであるため、本調査を継続する必要がある。
7 (60)	能力開発基本調査 【職業能力開発局総務課基盤整備室】	企業：45% 事業所：66.7% 個人：40.3%	【平成22年度】 企業：43.5%、事業所：67.7%、個人：38.7% 【平成21年度】 企業：45.0%、事業所：66.7%、個人：40.3% 【平成20年度】 企業：36.5%、事業所：61.8%、個人：39.3% 【平成19年度】 企業：40.2%、事業所：60.9%、個人：44.6% 【平成18年度】 企業：31.7%、事業所：41.2%、個人：36.6%	毎年 調査員/郵送/オンライン 企業：約7,200 事業所：約7,000 労働者：約25,000	・新成長戦略、雇用戦略対話、労働政策審議会、職業能力開発分科会等における施策の目標設定等	本調査は、企業調査、事業所調査、個人調査に分かれており、このうち、事業所調査は、60%台後半の回収率を確保しているものの、その他の調査については、約40%の回収率に留まっている。 本調査結果は、職業能力開発に係る政策の企画立案に活用されており、その的確な推進のためにも、回収方法等の工夫を図ることにより、回収率を向上し、さらに調査を継続する必要があると考えている。	・厚生労働省HP及び携帯サイト「キャリアモバ.jp」に本調査への協力をお願いを掲載。 ・厚生労働省及び委託業者に対し問い合わせが来た場合は、調査の趣旨等を丁寧に説明の上、調査実施の協力をお願いしている。 ・委託事業者から週1回進捗状況の報告及び月1回委託業者と打合せを行うことにより、調査の実施状況をより正確に把握し、必要な助言、指導等を行っている。 ・回答の未提出先に対し、委託業者が電話、はがき及び電子メールにより提出の依頼をしている（必要に応じて複数回実施。）。	本調査は企業や労働者の職業能力開発に関する政策ニーズに的確に対応するために実施しているものである。また、本調査結果は、職業能力開発に係る政策の企画立案に活用されるだけでなく、新成長戦略等の政府の施策全般にも活用されている。的確な職業能力開発行政を推進するためには、本調査は、必要不可欠な調査であり、また、社会経済や就業構造に急激な変化が生じ、人材育成の重要性が増している中、時宜に合った適切な行政を展開するためにも引き続き調査を行うことが必要である。
8 (68)	若年者雇用実態調査 【大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課】	事業所：70% 個人：65%	【平成21年】 事業所：58.6%、個人：65.1% 【平成17年】 企業：52.0%（※企業における若年者雇用実態調査） 【平成 9年】 事業所：79.5%、個人：不明（※若年者就業実態調査） 【昭和60年】 個人：97.1%（※若年者就業実態調査）	不定期 郵送 16,886事業所 23,436労働者	・労働政策審議会、若年者キャリア支援研究会での行政資料	本調査は雇用に関する政策ニーズに対応するためにテーマを絞って実施しており、不定期であっても引き続き実施する必要があるため、今後は②の取り組みを行う等回収率向上に努めながら実施したいと考える。	厚生労働省のホームページや広報誌「厚生労働」による広報に加え、調査票締切後の督促状の送付及び、平成22年度調査からは電話での督促により回収率の維持・向上に努めている。	①でも述べたように、本調査は雇用に関する政策ニーズに対応するために実施しているものであり、本調査結果は雇用政策の基礎資料等として活用されており、的確な雇用政策の推進等のためには必要不可欠なものであるため、本調査を継続する必要がある。
9 (71)	パートタイム労働者総合実態調査 【大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課】	事業所：75% 個人：75%	【平成18年】 事業所：72.8%、個人：54.9% 【平成13年】 事業所：76.6%、個人：76.2% 【平成 7年】 事業所：86.1%、個人：97.0% 【平成 2年】 事業所：不明、個人：不明	不定期 調査員/郵送 9,133事業所 24,469労働者	・「厚生労働白書」 ・「労働経済の分析」	本調査は雇用に関する政策ニーズに対応するために不定期でテーマを絞って実施しており、引き続き実施する必要があるため、今後は②の取り組みを行う等回収率向上に努めながら実施したいと考える。	回答者に対しては、前回調査時の調査結果（抜粋）を同封することによる統計調査の有用性の啓発、回答しやすい調査票の設計、調査に安心して協力してもらえるよう、調査票に記入された事項を統計以外の目的で使用しないことや、記入者の特定ができないこと等を記した協力依頼状の添付を行い、さらに、調査対象事業所に対しては、個人票配布に係る協力要請により、回収率の維持・向上に努めている。	①でも述べたように、本調査は雇用に関する政策ニーズに対応するために実施しているものであり、本調査結果は雇用政策の基礎資料等として活用されており、的確な雇用政策の推進等のためには必要不可欠なものであるため、本調査を継続する必要がある。

No.	統計調査名	目標回収率	回収率	調査の実施周期 調査方法 調査客体数	PDCAサイクルの活用	①回収率が低いことをどのように考えているか	②回収率の維持・向上のために現在行っている取り組み、努力	③回収率が低いことにより偏りが生じていることが考えられるが調査を継続する必要性は何か
10 (87)	労働経済動向調査 【大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課】	60%	【平成23年 8月】 54.4% 【平成23年 5月】 50.5% 【平成23年 2月】 55.6% 【平成22年 11月】 56.7% 【平成22年 8月】 56.6%	毎四半期 (5, 8, 11, 2月) オンライン/郵送 5,800事業所	・月例経済報告、雇用・能力開発機構のあり方検討会及び雇用政策研究会等の行政資料	現在の回収率は50%台であるが、調査結果は内閣府の月例経済報告に活用される他、省内の政策立案にも利用されており、回収率の向上を図りつつ調査を継続する必要がある。	はがき、メール及び電話による督促を行うなどして回収率の向上に努めているほか、抽み替えの際に本社宛の挨拶状を送付するなどして協力を求めている。また、非協力的で、かつ支店の数が多いなど影響力の大きい事業所については、本社宛に依頼文書を発送して直接協力を依頼するなど、さらなる向上に努めている。	①でも述べたように、本調査は雇用に関する政策ニーズに対応するために実施しているものであり、本調査結果は雇用政策の基礎資料等として活用されており、的確な雇用政策の推進等のためには必要不可欠なものであるため、本調査を継続する必要がある。
11 (89)	労務費率調査 【労働基準局労災補償部労災管理課労災保険財政数理室】	60%	【平成23年度】 60.0% 【平成20年度】 52.4% 【平成17年度】 43.3% 【平成14年度】 61.2% 【平成11年度】 57.3%	3年 郵送 約10,000事業場	・平成24年4月から適用する新労務費率への反映。	労災保険料は、徴収法第11条の規定により毎年、事業主がその事業に使用する全ての労働者に支払う「賃金総額」に保険料率を乗じて算定することとなっている。しかしながら、この原則の特例として、建設事業については数次の下請が多いことから賃金総額が正確に把握できない場合には、「労務費率」を使用して賃金総額を算定できるものとされている。したがって、労務費率は、建設事業における労災保険料の算定のための基礎となるものであり、建設事業における労務費の実態とあった率を、定期的な調査結果に基づき設定する必要がある。なお、回収率は60%であり、目標回収率は達成できているが、回収率が高ければ高いほど、調査の精度が向上することから、高い回収率を確保しなければならないと考えている。次回の調査において、より一層高い回収率を達成するため、努力することとしたい。	原則3年ごとに行われる労務費率の改定に合わせて、本調査を実施しているところであり、今回、平成24年度に労務費率を改定することから、本調査を平成23年7月1日から22日までの間実施した。今回の調査における回収率は60.03%で、前回調査時(52.40%)に比べ、7.63ポイント上昇した。今回の調査では、前回の調査結果を踏まえ、次のような改善を行った。 ①調査票の改善 ・調査に当たり、調査票の表現を分かりやすくしたこと ・調査要領と調査票を一体化したこと ・照会先を明確に記載したこと ②文書による督促の改善 ・調査票の未提出事業場に対する督促を、文書により、約5,000事業場に対し実施したこと(前回調査時約3,000事業場) ③周知・広報の改善 ・前回調査時から引き続き、関係団体に対し周知広報の依頼を行った。 次回(平成27年度)の労務費率の改定に合わせて、3年後の平成26年度に本調査を実施する予定であるが、その際には、今回の調査結果等を踏まえ、次のような改善を検討することとしたい。 ①照会対応の改善 ・今回の調査では、電話回線は4回線に対応したが、調査期間中は、終日電話対応に追われることとなり、照会電話のすべてを受け付けることができたわけではないことから、次回調査時においては、電話回線の増設やコールセンターの設置又は既存のコールセンターの活用等を検討する ②調査票の更なる改善 ・今回の調査においては、記入者が労災保険制度を理解していることを前提として調査票を作成したが、実際の照会では、労災保険制度を理解していない者も多く見られたことから、今回の照会事項を踏まえ、調査票の改善する等により、記入者の負担が減少するよう検討する ・厚生労働省HPにおいて、調査・記入方法等について、わかりやすくホームページへ掲載することで照会件数の減少を図る ③業界団体等への協力依頼の改善 ・今回の調査においては、全国組織の団体(3団体)に協力を求め、一定の効果を得られたが、次回の調査時においては、更に橋梁やトンネルなど専門分野ごとに組織されている団体への依頼を行うことを検討する。	労災保険料は、徴収法第11条の規定により毎年、事業主がその事業に使用する全ての労働者に支払う「賃金総額」に保険料率を乗じて算定することとなっている。しかしながら、この原則の特例として、建設事業については数次の請負が多いことから賃金総額が正確に把握することが困難な場合には、「労務費率」を使用して賃金総額を算定できるものとされている。実態としても、建設業においては数次の請負によることが多く、建設業界からの強い要望に基づき労務費率を導入した経緯もあり、現在でも広く労務費率が用いられているところである。したがって、労務費率は、建設事業における労災保険料の算定のための基礎となるものであり、建設事業における労務費の実態とあった率を、定期的な調査結果に基づき設定する必要がある。

No.	統計調査名	目標回収率	回収率	調査の実施周期 調査方法 調査客体数	PDCAサイクルの活用	①回収率が低いことをどのように考えているか	②回収率の維持・向上のために現在行っている取り組み、努力	③回収率が低いことにより偏りが生じていることが考えられるが調査を継続する必要性は何か
12 (91)	賃金引上げ等の実態に関する調査 【大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室】	60%	【平成23年度】 54.2% 【平成22年度】 57.1% 【平成21年度】 57.4% 【平成20年度】 56.0% 【平成19年度】 57.2%	毎年 郵送 約3,500企業	・中央最低賃金審議会における参考資料 ・「労働経済の分析」	・本調査は、民間企業における賃金改定の動向を迅速に把握し、翌年の春闘（毎年春（2月）頃から行われる春季労使交渉）の参考として民間企業に利用していただくため、8月の調査実施から約4か月後の年内に公表するというタイトなスケジュールで実施している。調査票未提出企業への督促にかける時間を長くすれば、回収率が向上する可能性はあるが、早期公表を重視し、上記のようなスケジュールとしている。今後も、回収率の維持向上を図りつつ、調査を継続する必要があると考えている。	・調査票が宛先不明で戻ってきた企業については、移転先を調べ、新しい住所に再送し、できる限り未回収となることがないようにしている。 ・提出期限後、調査票が未提出の企業に対し、督促はがきの送付、電話による督促を行っている。 ・調査票の記入担当者が調査票に記入しやすくなるよう、調査項目やレイアウトの見直しを図り、記入者負担の軽減に努めている。	本調査は、民間企業における賃金の改定額、賃金の改定率、賃金の改定方法、賃金の改定の構造を明らかにするとともに、同改定に係る交渉等の実態等を把握することを目的として実施しており、労働組合のない企業も含めた民間企業における賃金改定等の実態を総合的に全国ベースで継続的に把握する唯一の公的統計調査である。賃金改定に関する調査としては、日本経団連や連合の調査も存在するが、団体に加盟しているもののみを対象としており、使用者側、組合側それぞれの立場からの調査となっている。上場の有無、資本金、労働組合の有無に関係なく全国の民間企業を対象とし、無作為抽出により調査した、中立的な立場からの統計調査は他にないことから、継続して実施する必要がある。
13 (92)	産業連関表作成基礎調査 【大臣官房統計情報部企画課】	なし（前回調査は有意抽出のため）	【平成18年度】 53.2% 【平成13年度】 55.3% 【平成 8年度】 68.5% 【平成 3年度】 54.1% 【昭和61年度】 65.1%	5年 郵送 900事業所	・経済政策の策定、経済分析、経済予測等の基礎資料	当該調査は、10府省庁の共同事業である産業連関表の厚生労働省担当部門における投入構造を把握するために実施しているものであるが、調査事項が事業所の会計記録区分と対応していないため、客体の記入負担が大きく、回収率が低くなっている。 しかし、当該調査結果は他府省庁の調査結果等と突合して使用するものであり、産業連関表全体としての精度管理が行われている中に当該調査も位置づけられている。 同様の他府省庁が行っている投入調査も回収率が低くなっており、他府省庁とも協力して回収率の向上に努めているところである。	調査票について、客体がより回答しやすいものに改善するための検討を行っている。	当該調査は、10府省庁の共同事業である産業連関表を作成する一環として、各府省庁が担当部門について実施しているものであり、他調査では代替不可能であるため、調査継続の必要があると考える。